

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室及び4階第4委員会室で行う。
(第4委員会室では、大会議室における説明の映像・音声を配信。)
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

令和4年9月定例会議案説明会日程(案)

9月12日(月)	午 前	10:00 ～ 10:05	財 政
		10:05 ～ 10:10	総 務
		10:10 ～ 10:15	スポーツ市民
		10:15 ～ 10:20	健康福祉
		10:20 ～ 10:25	子ども青少年
		10:25 ～ 10:30	教 育
		10:30 ～ 10:35	緑政土木
		10:35 ～ 10:40	交 通
		10:40 ～ 10:45	上下水道
		10:45 ～ 10:50	住宅都市
		10:50 ～ 10:55	消 防

令和4年度補正予算資料 (令和4年8月17日付専決処分)

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公営企業会計	総 計
A 令和4年度 当初予算	1,379,409,000	958,335,698	396,787,358	2,734,532,056
令和4年度補正予算 専決処分	47,975	—	—	47,975
B 令和4年度補正予算 専決処分後予算	1,402,103,403	958,472,565	396,787,358	2,757,363,326
C 令和3年度 当初予算	1,319,390,000	983,508,706	446,417,801	2,749,316,507
令和3年度 8月補正	—	—	—	—
D 令和3年度 8月現計予算	1,333,556,966	983,508,706	446,417,801	2,763,483,473
令和3年度 最終予算	1,446,659,337	991,039,933	448,468,801	2,886,168,071
B/A	101.6	100.0	100.0	100.8
B/D	105.1	97.5	88.9	99.8
(参考) A/C	104.5	97.4	88.9	99.5

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

令和4年度補正予算の概要 (令和4年8月17日付専決処分)

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,402,055,428	47,975	1,402,103,403
	総務費	33,726,949	31,666	33,758,615
	職員費	274,838,053	16,309	274,854,362
総計		2,757,315,351	47,975	2,757,363,326

2 歳出 一般会計

(単位：千円)

局別	事項	金額	左の財源	説明
総務	市議会議員南区選挙区 補欠選挙の執行	47,975	一般財源 47,975	議員の欠員に伴う市議会議員南 区選挙区補欠選挙の執行 投票所・開票所経費 ポスター掲示場経費等 告示日 9月16日 投票日 9月25日(即日開票)

3 歳入

(単位：千円)

会計・款	金額	説明
一般会計	47,975	
繰越金	47,975	前年度繰越金

令和4年度9月補正予算の概要

○ 補正規模

	百万円
一般会計	28,624
特別会計	499
公営企業会計	26
計	29,149

○ 補正内訳

	百万円
1. 新型コロナウイルス感染症への対応	27,020
介護サービス提供体制の確保	1,231
介護施設等のゾーニング環境等整備補助	184
新型コロナウイルスワクチン接種事業	8,034
新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者等配食サービス事業	5,472
新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者等への医療提供事業	11,944
タクシー事業者への運行支援	124
救急患者受入に係る医療機関調整用スマートフォンの購入	8
救急隊増隊に伴う救急活動用資器材の購入等	24
2. その他	1,629
瑞穂運動場西駅エレベーター整備費負担金	6
市税還付金及び還付加算金	1,050
厚生院附属病院の名古屋市立大学医学部附属病院化に向けたMRI装置の設置	499
名古屋ガイドウェイバス株式会社への燃油価格高騰対策支援	7
名古屋臨海高速鉄道株式会社への燃油価格高騰対策支援	42
過年度損益修正損（水道事業）	20
瑞穂運動場西駅エレベーターの整備（高速度鉄道事業）	6

○ 繰越明許費 2件

○ 債務負担行為 4件

※計数については、それぞれ四捨五入によっている。

令和4年9月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公営企業会計	総 計
A 令和4年度 当初予算	1,379,409,000	958,335,698	396,787,358	2,734,532,056
令和4年度 9月補正	28,624,006	499,000	25,500	29,148,506
B 令和4年度 9月現計予算	1,430,727,409	958,971,565	396,812,858	2,786,511,832
C 令和3年度 当初予算	1,319,390,000	983,508,706	446,417,801	2,749,316,507
令和3年度 9月補正	6,633,505	—	—	6,633,505
D 令和3年度 9月現計予算	1,340,190,471	983,508,706	446,417,801	2,770,116,978
令和3年度 最終予算	1,446,659,337	991,039,933	448,468,801	2,886,168,071
B/A	103.7	100.1	100.0	101.9
B/D	106.8	97.5	88.9	100.6
(参考) A/C	104.5	97.4	88.9	99.5

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

令和4年度9月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,402,103,403	28,624,006	1,430,727,409
	総務費	33,758,615	1,055,500	34,814,115
	健康福祉費	370,297,718	27,317,866	397,615,584
	住宅都市費	45,668,095	173,300	45,841,395
	消防費	7,375,443	31,640	7,407,083
	職員費	274,854,362	45,700	274,900,062
特別会計		958,472,565	499,000	958,971,565
	公債	448,298,417	499,000	448,797,417
公営企業会計		396,787,358	25,500	396,812,858
	水道事業	84,700,059	20,000	84,720,059
	高速度鉄道事業	127,592,405	5,500	127,597,905
総計		2,757,363,326	29,148,506	2,786,511,832

(歳入)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,402,103,403	28,624,006	1,430,727,409
特別会計		958,472,565	499,000	958,971,565
公営企業会計		295,348,409	5,500	295,353,909
	高速度鉄道事業	96,705,903	5,500	96,711,403
総計		2,655,924,377	29,128,506	2,685,052,883

(注) 一般会計、特別会計の歳入は、歳出と同額である

2 歳出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局別	事項	金額	左の財源	説明
総務	瑞穂運動場西駅エレベーター整備費負担金	5,500	一般財源 5,500	アジア・アジアパラ競技大会に向けた瑞穂運動場西駅のエレベーター整備に対する負担金
財政	市税還付金及び還付加算金	1,050,000	一般財源 1,050,000	法人市民税の中間納付額の還付等が見込みを上回ることに伴う補正

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
健 康 福 祉	(新型コロナ対応) 介護サービス提供体制 の確保	1,230,661	県支出金 1,230,661	補助事業所数の増によるもの 所要見込額 1,475,124 現計予算額 244,463 差引補正額 1,230,661
	(新型コロナ対応) 介護施設等のゾーニン グ環境等整備補助	183,669	県支出金 183,669	介護施設等におけるゾーニング 環境等整備の対象について、床 面積の拡大などの感染症下にお ける家族面会を可能とするため の整備まで拡大されたことに伴 う補正
	厚生院附属病院の名古 屋市立大学医学部附属 病院化に向けたMRI 装置の設置	499,000	地方債 499,000	令和5年4月に厚生院附属病院 を名古屋市立大学に移管するに 当たり、先駆的な高齢者医療の 提供などのため、MRIを導入
	(新型コロナ対応) 新型コロナウイルスワ クチン接種事業	8,034,400	国庫 8,034,400	2回目の接種を終えた全ての市 民を対象に、オミクロン株対応 ワクチンの接種を実施
	(新型コロナ対応) 新型コロナウイルス感 染症対策自宅療養者等 配食サービス事業	5,471,582	県支出金 1,892,235 一般財源 3,579,347	自宅療養者数等の増によるもの 所要見込額 8,613,132 現計予算額 3,141,550 差引補正額 5,471,582
	(新型コロナ対応) 新型コロナウイルス感 染症対策自宅療養者等 への医療提供事業	11,944,254	県支出金 11,944,254	自宅療養者数の増によるもの 所要見込額 14,989,408 現計予算額 3,045,154 差引補正額 11,944,254
住 宅 都 市	名古屋ガイドウェイバ ス株式会社への燃油価 格高騰対策支援	7,300	国庫 7,300	軽油価格の高騰による増加運行 経費を支援

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
住 宅 都 市	名古屋臨海高速鉄道株式会社への燃油価格高騰対策支援	42,000	国庫 42,000	電気料金の高騰による増加運行経費を支援
	(新型コロナ対応) タクシー事業者への運行支援	124,000	国庫 124,000	名古屋市内に事業所を有するタクシー事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で増加している空車での運行経費の支援として、1台当たり24千円を補助
消 防	(新型コロナ対応) 救急患者受入に係る医療機関調整用スマートフォンの購入	8,000	国庫 8,000	ひっ迫する救急需要に対応するため、医療機関への受入要請を効率的に行うためのスマートフォンを購入
	(新型コロナ対応) 救急隊増隊に伴う救急活動用資器材の購入等	23,640	国庫 23,640	ひっ迫する救急需要に対応するため、昼間時間帯の救急隊を増隊するために必要な資器材の購入等 特別消防隊第一方面隊 (中川区太平通三丁目) 特別消防隊第二方面隊 (西区那古野二丁目)
一 般 会 計 計		28,624,006	特定財源 23,989,159 一般財源 4,634,847	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
公 債	起債額の繰出	499,000	地方債 499,000	健康福祉債
特 別 会 計 計		499,000	特定財源 499,000	

(3) 公営企業会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
水 道 事 業	過年度損益修正損	20,000	—	過年度の請負工事における不適正な事務処理による未払い等により、過年度損益修正損が見込みを上回ることに伴う補正
高 速 度 鉄 道 事 業	瑞穂運動場西駅エレベーターの整備	5,500	営業収益 500 その他資本収入 5,000	アジア・アジアパラ競技大会に向けた瑞穂運動場西駅エレベーター整備の設計
公営企業会計 計		25,500	特定財源 5,500	
総 計		29,148,506	特定財源 24,493,659 一般財源 4,634,847	

3 歳 入

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
一 般 会 計	28,624,006	
国 庫 支 出 金	8,239,340	健康福祉費負担金 5,163,751 予防接種費負担金 健康福祉費補助金 2,870,649 予防接種費補助金 住宅都市費補助金 173,300 都市計画費補助金 消防費補助金 31,640 消防活動費補助金 8,000 消防施設整備費補助金 23,640
県 支 出 金	15,250,819	健康福祉費補助金 老人福祉費補助金 1,414,330 感染症対策費補助金 13,836,489
繰 越 金	4,634,847	前年度繰越金
市 債	499,000	健康福祉債 生活保護施設整備費に充当

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
特 別 会 計	499,000	
公 債	499,000	起債額収入 生活保護施設整備公債
公 営 企 業 会 計	5,500	
高速度鉄道事業	5,500	営業収益 500 運輸雑収 その他資本収入 5,000 その他資本収入
総 計	29,128,506	

4 繰越明許費

(単位：千円)

会 計	局 別	款	項	事 業 名	金 額
一 般	総 務	教 育 費	大 学 費	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター旧東病棟の電力集中制御システム更新費補助	52,000
	消 防	消 防 費	消 防 費	消防団詰所の改築	64,130

5 債務負担行為

(1) 追加分

会 計	局 別	事 項	期 間 年度	限 度 額 千円	説 明
一 般	消 防	救急車の購入	5	38,000	納車が翌年度になるため
高速度 鉄 道 事 業	交 通	瑞穂運動場西駅エレベーター整備の設計	5	25,000	委託が2カ年にわたるため

(2) 変更分

会 計	局 別	事 項		期 間 年度	限 度 額 千円	説 明
一 般	緑政土木	道路照明の賃借 (令和4年第1号議決)	変更前	5～14	439,000	物価の高騰及び契約時期の遅延によるもの
			変更後	5～15	528,000	
高速度 鉄 道 事 業	交 通	桜通線可動式ホーム柵（4駅）の部品交換 (令和4年第17号議決)	変更前	5	250,000	工程の見直しによるもの
			変更後	5～6	250,000	

令和 4 年 9 月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 一般案件

件 名	概 要
契約の一部変更について (第98号議案)	1 概要 愛岐処分場浸出水処理設備工事の請負契約について、契約金額及び完成予定期日を変更するもの 2 工事名 愛岐処分場浸出水処理設備工事 〔 令和 2 年 9 月 30 日議決令和 2 年第 124 号 令和 4 年 5 月 26 日専決処分により契約金額を変更 〕 3 契約金額 変更前 1, 838, 709, 824 円 変更後 1, 847, 216, 515 円 4 完成予定期日 変更前 令和 5 年 3 月 31 日 変更後 令和 6 年 3 月 31 日
名古屋市土地開発公社の解散について (第 107 号議案)	名古屋市土地開発公社は、保有していたすべての公共用地、公用地等について処分することから、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、解散の議決を求めるもの

2 承認案件

件 名	概 要
訴えの提起に関する専決処分について (承認第5号)	固定資産税に関する損害賠償請求事件について、令和4年7月26日の名古屋地方裁判所における判決言渡しに対し、地方自治法に基づき、同年8月8日に専決処分により控訴を提起した。 1 事件の概要 被控訴人（相手方）は、守山区の上志段味特定土地区画整理事業施行区域内に所有する土地（以下「本件土地」という。）について、控訴人（本市）が固定資産税等の非課税措置を講じなかったことにより損害を被ったとして、国家賠償法に基づく損害の賠償を求めて、訴えを提起した。 相手方：天祖光教（宗教法人） 代表役員 清水奇麿 令和2年7月29日 名古屋地方裁判所から訴状送達 令和4年7月26日 判決言渡し（本市一部敗訴） 195万6,500円及びこれに対する遅延損害金の支払命令 2 控訴の理由 原判決は、本件土地の一部について、固定資産税等の非課税措置を講ずべきであったとし、控訴人が行った課税処分に違法性及び過失があるとして、控訴人に対して国家賠償法に基づく損害金の支払を命じており、不服である。

令和4年9月定例会 提出議案の概要（総務関係）

1 条例案

件 名	概 要
職員の定年等に関する条例の一部改正について (第86号議案)	(1) 趣 旨 地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年等に関し必要な事項を定めるもの。 (2) 主な内容 ア 定年年齢の引上げ 定年年齢を65歳とする。 (令和5年4月1日から令和13年3月31日まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。) イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入 課長級以上の職員は、60歳に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に、原則として係長級以下に降任する。 ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入 60歳に達した日の属する年度の末日以後に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。 エ 情報提供・意思確認制度の新設 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用及び給与に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。 オ 60歳を超える職員の給与に関する措置 当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、当該職員に適用される給料表の給料月額の7割水準に設定する。この場合において、当該職員の退職手当は、給料月額が7割水準となる前後に分けて算定し合算する。 カ 非常勤職員の1歳以降の子にかかる育児休業について、配偶者と交代での取得を可能とすることによる取得の柔軟化等を図るため、職員の育児休業等に関する条例の規定を整備する。 (3) 施行期日 令和5年4月1日（ただし、エについては公布の日から、カについては令和4年10月1日から施行する。）

2 一般会計補正予算（第109号議案）

件 名	予定額	概 要
瑞穂運動場西駅エレベーター整備費負担金	千円 5,500	(1) 趣 旨 アジア・アジアパラ競技大会に向けた瑞穂運動場西駅のエレベーター整備に対する負担金 (2) 内 容 土木設計業務に係る交通局への負担金
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター旧東病棟の電力集中制御システム更新費補助	繰越明許 52,000	年度内に工事が完了しないため、翌年度に繰り越すもの。

3 承認案件

件 名	概 要
補正予算に関する専決処分について （承認第4号）	(1) 趣 旨 議員の欠員に伴う市議会議員南区選挙区補欠選挙の執行 投票所・開票所経費 ポスター掲示場経費等 (2) 投票日等 告示日 令和4年9月16日 投票日 令和4年9月25日（即日開票） 歳出 47,975 千円 専決処分日 令和4年8月17日

令和4年9月定例会 提出議案の概要（スポーツ市民局）

1 条例案

件 名	概 要
区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例等の一部改正について (第87号議案)	(1) 趣 旨 町の区域の設定及び変更に伴い、規定を整理するもの。 (2) 内 容 ア 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例 守山区役所志段味支所及び緑区役所徳重支所の所管区域等の表示を変更する。 イ 名古屋市地区会館条例 名古屋市志段味地区会館の位置の表示を変更する。 ウ 名古屋市コミュニティセンター条例 名古屋市下志段味コミュニティセンターの位置の表示を変更する。 エ 名古屋市志段味スポーツランド条例 名古屋市志段味スポーツランドの位置の表示を変更する。 (3) 施行期日 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。 (ただし、一部の規定は、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。)

件 名	概 要
名古屋市瑞穂公園条例の一部改正について (第88号議案)	(1) 趣 旨 瑞穂公園に係る公園施設の建築面積の特例等について、必要な改正を行うもの。 (2) 内 容 ア 都市公園条例に規定する休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫等を設ける場合の敷地面積に対する建築面積の割合及び都市公園条例に規定する運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について特例を定める。 イ 占用許可（常設広告に限る）及び行為許可に係る利用料金の基準額及び普通自動車の駐車場利用料金の基準額等を改定する。 (3) 施行期日 公布の日から施行する。 (ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行する。)

令和 4年 9月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要												
福祉事務所設置条例等の一部改正について (第89号議案)	1 概要 町の区域の設定に伴い、規定を整理するもの 2 内容 - 福祉事務所設置条例 名古屋市守山区社会福祉事務所志段味支所の位置の表示を変更 <table border="1"> <tr> <td>現 行</td><td>名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1</td></tr> <tr> <td>改正案</td><td>名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地</td></tr> </table> - 名古屋市老人福祉施設条例 名古屋市寿楽荘の位置の表示を変更 <table border="1"> <tr> <td>現 行</td><td>名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12</td></tr> <tr> <td>改正案</td><td>名古屋市守山区桜坂五丁目 114番地</td></tr> </table> - 名古屋市衛生研究所条例 名古屋市衛生研究所の位置の表示を変更 <table border="1"> <tr> <td>現 行</td><td>名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番地の 132</td></tr> <tr> <td>改正案</td><td>名古屋市守山区桜坂四丁目 207番地</td></tr> </table> 3 施行期日 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日	現 行	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1	改正案	名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地	現 行	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12	改正案	名古屋市守山区桜坂五丁目 114番地	現 行	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番地の 132	改正案	名古屋市守山区桜坂四丁目 207番地
現 行	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1												
改正案	名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地												
現 行	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12												
改正案	名古屋市守山区桜坂五丁目 114番地												
現 行	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番地の 132												
改正案	名古屋市守山区桜坂四丁目 207番地												

2 一般会計補正予算 (第 109号議案)

歳出予算

(単位: 千円)

事 項	金 額	概 要
(新型コロナ対応) 介護サービス提供 体制の確保	1, 230, 661	補助事業所数の増によるもの 所要見込額 1, 475, 124 現計予算額 244, 463 差引補正額 1, 230, 661
(新型コロナ対応) 介護施設等のゾー ニング環境等整備 補助	183, 669	介護施設等におけるゾーニング環境等整備の対象につ いて、床面積の拡大などの感染症下における家族面会を 可能とするための整備まで拡大されたことに伴う補正

厚生院附属病院の 名古屋市立大学医学部附属病院化に向けたMR I 装置の設置	499, 000	令和 5年 4月に厚生院附属病院を名古屋市立大学に移管するに当たり、先駆的な高齢者医療の提供などのため、MR I を導入
(新型コロナ対応) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	8, 034, 400	2回目の接種を終えた全ての市民を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施
(新型コロナ対応) 新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者等配食サービス事業	5, 471, 582	自宅療養者数等の増によるもの 所要見込額 8, 613, 132 現計予算額 3, 141, 550 差引補正額 5, 471, 582
(新型コロナ対応) 新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者等への医療提供事業	11, 944, 254	自宅療養者数の増によるもの 所要見込額 14, 989, 408 現計予算額 3, 045, 154 差引補正額 11, 944, 254

3 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 100号議案)	1 概要 名古屋市南陽交流プラザの指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市南陽交流プラザ</td><td>アクティオ株式会社</td></tr> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市南陽交流プラザ	アクティオ株式会社
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市南陽交流プラザ	アクティオ株式会社				

指定管理者の指定について (第 101号議案)	1 概要 名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1" data-bbox="531 322 1417 461"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市総合社会福祉会館</td><td>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会</td></tr> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市総合社会福祉会館	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会		
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市総合社会福祉会館	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会						
指定管理者の指定について (第 102号議案)	1 概要 名古屋市寿荘及び名古屋市緑寿荘の指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1" data-bbox="531 1003 1417 1160"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市寿荘</td><td>社会福祉法人八起社</td></tr> <tr> <td>名古屋市緑寿荘</td><td>社会福祉法人九十九会</td></tr> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 (各施設) 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている各団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市寿荘	社会福祉法人八起社	名古屋市緑寿荘	社会福祉法人九十九会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市寿荘	社会福祉法人八起社						
名古屋市緑寿荘	社会福祉法人九十九会						

指定管理者の指定について (第 103号議案)	1 概要 名古屋市鯉城学園の指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1" data-bbox="536 327 1422 465"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市鯉城学園</td><td>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会</td></tr> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				
指定管理者の指定について (第 104号議案)	1 概要 名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1" data-bbox="536 1008 1422 1146"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市高齢者就業支援センター</td><td>公益社団法人名古屋市シルバー人材センター</td></tr> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市高齢者就業支援センター	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市高齢者就業支援センター	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター				

指定管理者の指定 について (第 105号議案)	1 概要 名古屋市植田寮及び名古屋市熱田荘の指定管理者を指定するもの 2 施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市植田寮</td><td>社会福祉法人芳龍福祉会</td></tr> <tr> <td>名古屋市熱田荘</td><td>社会福祉法人芳龍福祉会</td></tr> </tbody> </table> 3 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数（各施設） 1団体 ・選定委員の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市植田寮	社会福祉法人芳龍福祉会	名古屋市熱田荘	社会福祉法人芳龍福祉会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市植田寮	社会福祉法人芳龍福祉会						
名古屋市熱田荘	社会福祉法人芳龍福祉会						

令和4年9月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 条例案

件 名	概 要				
名古屋市児童福祉施設 条例の一部改正について (第90号議案)	(1) 改正の概要 町の区域の設定に伴い、名古屋市玉野川学園の位置の表示を変更するもの。 <table border="1"> <tr> <th>現行</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>名古屋市守山区大字下志段味 長廻間 2280 番地の 12</td><td>名古屋市守山区桜坂五丁目 114 番地</td></tr> </table> (2) 施行期日 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日	現行	改正後	名古屋市守山区大字下志段味 長廻間 2280 番地の 12	名古屋市守山区桜坂五丁目 114 番地
現行	改正後				
名古屋市守山区大字下志段味 長廻間 2280 番地の 12	名古屋市守山区桜坂五丁目 114 番地				

令和4年9月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市立学校設置 条例の一部改正につ いて (第91号議案)	(1) 改正の概要 名古屋市立小学校2校を統合する等のため、所 要の改正を行うもの。 (2) 施行期日 令和5年4月1日（ただし、一部の規定は名古 屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に 係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった 日の翌日）

令和4年度9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件 名	概 要									
名古屋市都市公園 条例の一部改正に ついて (第92号議案)	(1) 改正の概要 ア 都市公園において、制限する行為を次のとおり改正するもの。 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th><th>改 正 案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真又は映画を撮影すること。</td><td>業として写真又は動画を撮影すること。</td></tr> <tr> <td>興行を行うこと。</td><td rowspan="2">都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。</td></tr> <tr> <td>都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行うこと。</td></tr> <tr> <td>—</td><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</td></tr> </tbody> </table> また、行為の許可の使用料の額について一部改正するもの。 (別表第2関係) イ 指定管理者が管理する施設において、業としての撮影に係る行為の許可に関することを指定管理者の業務の範囲とするとともに、利用料金制を導入するため改正するもの。 (第13条の3、第13条の4、第18条の5及び別表第2の2関係) ウ 道路の占用料の額の改定に合わせ、都市公園を占用する場合の使用料の額を定める別表を改正するもの。 (別表第2関係) (2) 施行期日等 ア 令和5年4月1日から施行する。 イ この条例による改正後の条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為及び許可の申請その他第4条第1項に掲げる行為をするために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができるものとする。	現 行	改 正 案	業として写真又は映画を撮影すること。	業として写真又は動画を撮影すること。	興行を行うこと。	都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。	都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行うこと。	—	物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
現 行	改 正 案									
業として写真又は映画を撮影すること。	業として写真又は動画を撮影すること。									
興行を行うこと。	都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。									
都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行うこと。										
—	物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。									

件 名	概 要
名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について (第93号議案)	(1) 改正の概要 ア 都市公園における制限する行為の改正に合わせ、みどりが丘公園において制限する行為を改正し、あわせて行為の許可の使用料の額について一部改正するもの。 (第19条関係) イ 業としての撮影に係る行為の許可に関することを指定管理者の業務の範囲とするとともに、利用料金制を導入するため改正するもの。 (第19条の2及び第23条関係) (2) 施行期日等 ア 令和5年4月1日から施行する。 イ この条例による改正後の条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為及び許可の申請その他第19条第1項に掲げる行為をするために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができるものとする。
道路の占用料等に関する条例の一部改正について (第94号議案)	(1) 改正の概要 ア 道路利用の対価として適正な水準を確保するため占用料の額を定める別表を改正するもの。 イ 道路法第32条第1項第3号中の「自動運行補助施設」の占用料の額を定めるもの。 (2) 施行期日等 ア 令和5年4月1日から施行する。 イ 改正によって占用料が一定以上の割合で上がる物件について、占用者に過度の負担とならないよう、激変緩和のための規定を設ける。

件 名	概 要
名古屋市河川法施行条例の一部改正について (第95号議案)	(1) 改正の概要 道路の占用料の額の改定に合わせ、準用河川を占用する場合の土地占用料の額を定める別表を改正するもの。 (2) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について (第96号議案)	(1) 改正の概要 道路の占用料の額の改定に合わせ、水路等を使用する場合の使用料の額を定める別表を改正するもの。 (2) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 補正予算（第 109 号議案）

件 名	金 額	概 要
道路照明の賃借	千円 —	物価高騰等に伴う賃借料の増額とともに契約時期の遅れによる期間の変更 債務負担行為 変更前 期間 5～14年度 限度額 439百万円 変更後 期間 5～15年度 限度額 528百万円

3 一般案件

件 名	概 要				
財産の取得について (第99号議案)	(1) 趣旨 危機管理意識の普及啓発用物品として、印刷物を買入れるもの。 (2) 財産の表示 印刷物（名古屋市ハザードマップ） 1,196,700部 (3) 買入金額 118,800,000円 (4) 買入れの相手方 名古屋市西区幅下二丁目18番9号 佐川印刷株式会社名古屋支店 支店長 南舎 健司				
指定管理者の指定について (第106号議案)	(1) 概要 栄駅、高岳駅、久屋大通駅、大須観音駅、伏見駅及び矢場町駅の有料自転車駐車場の指定管理者を指定するもの (2) 指定の相手方 名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田 光男 (3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者候補とした理由</th><th>申請者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各駅の特性に合わせた無料時間帯の設定や利用時間に応じた柔軟な料金体系のほか、多様な定期利用料金などの提案がなされている点が評価できる。また、これまでの豊富な実績を活かした管理運営や地域連携についても期待できることから、候補者として適切であると判断した。</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	指定管理者候補とした理由	申請者数	各駅の特性に合わせた無料時間帯の設定や利用時間に応じた柔軟な料金体系のほか、多様な定期利用料金などの提案がなされている点が評価できる。また、これまでの豊富な実績を活かした管理運営や地域連携についても期待できることから、候補者として適切であると判断した。	4
指定管理者候補とした理由	申請者数				
各駅の特性に合わせた無料時間帯の設定や利用時間に応じた柔軟な料金体系のほか、多様な定期利用料金などの提案がなされている点が評価できる。また、これまでの豊富な実績を活かした管理運営や地域連携についても期待できることから、候補者として適切であると判断した。	4				

件 名	概 要
市道路線の認定及び廃止について (第 108 号議案)	(1) 新たに市道に認定する路線 戸田明正一丁目自転車歩行者道線始め 3 路線 (原因別内訳) ・ 緑政土木局事業・・・・・・・・・・ 2路線 ・ 開発行為・・・・・・・・・・ 1路線 (2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 師長田辺下山町中線始め 5 路線 (原因別内訳) ・ スポーツ市民局事業・・・・・・・・ 4路線 ・ 調査発見・・・・・・・・・・ 1路線 (3) 議決の必要性 道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。

道路占用料条例等の一部改正について

道路占用料は、道路利用の対価として、近傍の土地利用における賃料相当額と均衡を失しない額とされています。そのため、占用料単価は、固定資産税の評価替えに伴い、3年ごとに全面的に見直すこととしており、国においては政令を改正することから、本市においても、条例の改正を行うものです。

なお、都市公園を占用する場合の使用料、準用河川の占用料及び水路等の使用料の額についても、本市の道路占用料の額を準用しているため、道路占用料の改定に合わせてこれらの占用料（又は使用料）の改定を行います。

1 占用料の額の算定方法

$$\text{占用料単価} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{修正率} \times \text{単位面積}$$

（注）道路価格：固定資産税評価額を基に算出した㎡あたりの価格（市内平均）

使用料率：土地の賃料率（＝ 民間賃料 ÷ 公示価格）

修正率：上空、地下など路面以外を占用する場合に、土地利用の制約を考慮し減額するもの。

単位面積：電柱、管路など大量処理が前提となる占用物件については、単位数量（本、m など）あたりの標準的な面積を乗じる。

その他の占用物件については1㎡あたりとする。

2 改正後の占用料・使用料（見込み額）

区 分	現行	改正案	増減額
道路占用料収入	約 49.5 億円	約 50.7 億円	約 1.2 億円
都市公園を占用する場合の使用料収入	約 6,591 万円	約 6,933 万円	約 342 万円
河川占用料、水路等使用料収入	約 962 万円	約 995 万円	約 33 万円

3 主な道路占用料内訳（見込み額）

占用物件	現行	改正案	増減額
電柱・電話柱類	約 23.3 億円	約 23.6 億円	約 0.37 億円
ガス管類	約 9.6 億円	約 9.9 億円	約 0.32 億円
突出看板	約 1.1 億円	約 1.2 億円	約 0.16 億円
工事用施設	約 2.6 億円	約 2.9 億円	約 0.35 億円

令和4年9月定例会 提出議案の概要（交通局）

1 高速度鉄道事業会計補正予算（第112号議案）

件 名	金 額	概 要
瑞穂運動場西駅エレベーターの整備	千円 5,500	アジア・アジアパラ競技大会に向けた瑞穂運動場西駅エレベーター整備の設計 債務負担行為 瑞穂運動場西駅エレベーター整備の設計 期間 5年度 限度額 25百万円 (財源内訳) 一般会計負担金 5,500 千円
桜通線可動式ホーム柵（4駅）の部品交換	—	工程の見直しにより債務負担行為を変更するもの 債務負担行為 変更前 期間 5年度 限度額 250百万円 変更後 期間 5～6年度 限度額 250百万円

令和4年9月定例会 提出議案の概要（上下水道局）

1 補正予算（第111号議案）

件 名	金 額	概 要
過年度損益修正損	千円 20,000	過年度の請負工事における不適正な事務処理による未払い等により、過年度損益修正損が見込みを上回ることに伴う補正

令和4年9月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要				
名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について (第97号議案)	(1) 趣旨 町の区域の設定に伴い、エコビレッジ志段味の所在地の表示に関する規定等を整理するもの <table border="1"> <tr> <th>現行</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>守山区大字吉根</td><td>守山区桜坂一丁目</td></tr> </table> (2) 施行期日 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日	現行	改正後	守山区大字吉根	守山区桜坂一丁目
現行	改正後				
守山区大字吉根	守山区桜坂一丁目				
名古屋市久屋大通公園条例の一部改正について (第113号議案)	(1) 趣旨 久屋大通公園に係る利用料金等について、必要な改正を行うもの (2) 改正内容 - ア 指定管理者が行う行為の許可に係る規定の整備 ・指定管理者が行う業務の範囲の改正 ・利用料金制導入のための規定の整備 ・行為の許可に係る利用料金の額の改正 - イ 自転車駐車場の有料化に関する規定の整備 - ウ その他規定の整理 (3) 施行期日 令和5年4月1日（ただし、一部の規定は、公布の日）				

2 補正予算（第109号議案）

件 名	金 額	概 要
名古屋ガイドウェイバス株式会社への燃油価格高騰対策支援	千円 歳出 7,300	軽油価格の高騰による増加運行経費を支援
名古屋臨海高速鉄道株式会社への燃油価格高騰対策支援	42,000	電気料金の高騰による増加運行経費を支援
タクシー事業者への運行支援	124,000	名古屋市内に事業所を有するタクシー事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で増加している空車での運行経費の支援として、1台当たり24千円を補助

令和 4 年 9 月定例会 提出議案の概要（消防局）

補正予算（第 109号議案）

件 名	金 額	概 要
救急患者受入に係る 医療機関調整用スマ ートフォンの購入	千円 歳出 8,000	増加傾向にある救急搬送困難事案への対策として、医療機関との受入調整を効率的に行うために用いるスマートフォンを購入するもの。
救急隊増隊に伴う救 急活動用資器材の購 入等	千円 歳出 23,640	予測を超えた救急需要の増加に対応するため、昼間時間帯に救急隊 2隊を増隊することとし、必要な救急活動用資器材の購入等をするもの。
消防団詰所の改築	千円 繰越明許費 64,130	消防団詰所整備事業の一部が翌年度に至るため、所要経費を繰越すもの。
救急車の購入	千円 債務負担行為 38,000	予測を超えた救急需要の増加に対応するため、昼間時間帯に救急隊 2隊を増隊することとし、必要な救急車 2両の購入について、令和 5年度末までを期間とする債務負担行為補正を行うもの。